

亀山市公告第25号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園を設置する。

なお、別紙図面は省略し、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 名称 中央広場
- 2 位置 亀山市白木町307番13
- 3 区域 別紙図面に示す区域
- 4 供用開始の期日 平成31年4月1日